判決要約

No. 307

番号 概 要 キーワード

1 事件番号(裁判所)

4 被告(被控訴人)

2 判決言渡日(判決) 5 出願番号等

3 原告(控訴人) 6 要約

0 安市)

3 0 7

「生コンスラッジの再使用方法」に関する特許無効審決が、取り消された

| 発明の要旨、要旨変更、特許要 | 件、課題、作用効果

- 1 平13 (行ケ) 461 号審決取消請求事件 (東高18民)
- 2 平15. 7. 8 (認容)
- 3 グレースケミカルズ(株)
- 4 (株)エヌエムビー
- 5 特許 2651537号 (無効 2000-35293)
- によって、被請求人 (原告) は補正前の「スラッジ沈降槽」を「生コンスラッジ貯留槽」へ補正し、補正前の「スラッジを分離する工程」という必須要件を、必ずしも要しないと補正した。本件当初明細書の記載の発明及び実施例は、すべて「スラッジ沈降槽」やその槽内での「生コンスラッジ沈降分離工程」を前提とする「生コンスラッジの再使用方法」であり、スラッジを貯める目的の「生コンスラッジ貯留槽」や生コンスラッジを貯めた状態のまま沈降分離処理しないで再利用する解決手段については何ら記載又は示唆すらされておらず、「生コンスラッジ貯留槽」が本件明細書の記載から自明という根拠は

6 審決の理由:出願後の平成9年1月22日付けの手続補正書

き,同手続補正書を提出したときに出願されたものとみなす。 同手続補正書の提出以前に公開された特開平3-265550号 公報に記載された発明から容易に発明できたものと考えら

見当たらない。してみると、同手続補正は明細書の要旨を変

更とするものと認められるから特許法第40条の規定に基づ

れ、特許法第29条第2項に該当して無効とすべきである。

判決理由:出願当初の明細書には、沈降物と上澄水の全部を合わせた組成のもの、すなわち槽内の生コンスラッジと同じ成分割合のものをセメントの練り水として使用することが記載されているのは明らかである。そして骨材を分離した後の生コンスラッジで成分の分離をする必要がないものをセメントの練り水として再使用するとき、そのような生コンスラッジを保管するための槽としては、「必ずしも沈降を目的としない貯めるための槽」であれば足りることが明らかである。

結局,本件発明の属する技術分野において,「必ずしも沈降を目的としない貯める槽」としては,当業者が「生コンスラッジ貯留槽」を使用することは,当初明細書に記載した事項の範囲内のものということができ,同補正は明細書の要旨を変更しないものであって,特許法第40条も適用されない。

出願日が手続補正の日ではなく,実際の日に出願されたものであると認定され,その日以降の出願である特開平3-265550号公報は特許要件に何ら影響を及ぼすものでなく,審決は取消しを免れない。

(特旧40条, 29条2項, 123条1項2号) 重要度☆ (加藤 誠)

3 0 7

本件特許「洗車機」の進歩性を否定した無効審決が、取り消された

公然実施発明,刊行物記載発明 進歩性

- 1 平13年(行ケ)588号(東高13民)
- 2 平15.7.18 (認容)
- 3 日本車輛洗滌機(株)
- 4 (株)ヒラマツ
- 5 特許 1743117 号 (無効2000-35301)
- 6 争点:①無効理由1:公然実施発明には,幅方向限界位置検出器(本件発明の構成要件 d)及び長手方向退避位置検出器(本件発明の構成要件 f)が存在するか。②無効理由2:引用例発明には,幅方向退避位置検出器(本件発明の構成要件e),前記構成要件f及び長手方向限界位置検出器(本件構成要件g)が存在するか。

判旨:①無効理由1:ア. 審決は,「公然実施発明では,前 記構成要件d及びfを備えること、並びに、当該構成要件に 係る、フレームの前後進や洗車ブラシを横行させる制御が行 われることの有無については不明である点」を認定し、「甲号 証等の記載からみて, 公然実施発明においても, 車両洗滌時 に、『バックミラー逃げ』の作動を『全自動』で行おうとする 技術課題が意識されていたといえるし、当該『バックミラー』 の少なくとも一方は、車両の長手方向及び幅方向に突出する ものが想定されていたことが明らかである」と判断する。こ の審決によれば、公然実施発明において、車輌の長手方向及 び幅方向に突出するものが想定されていたことが明らかであ るから, 洗車ブラシが突出物に当接しない様に, 車輌の幅方 向において, 大ブラシが突出物に当接しない様に, ブラシの 回転を開始し得る位置を検出するための「幅方向限界位置検 出器」が存在すると認定し得るはずである。しかし、審決は 公然実施発明の構成の認定に際し,「洗車ブラシが前記突出物 に当接しない予め決められた幅方向中央側の限界位置に到来 したことを検出する幅方向限界位置検出器 (構成要件 d)」を 備えることは不明であると認定しており,審決の上記判断は, この認定事実に抵触する。

イ. 審決は、「ブラシ移動の制御を『全自動』で行うために、

上記構成要件 d に加え,構成要件 f を検出する『長手方向退避位置検出器』(構成要件 g)を設けることは,常識的な手段である」と判断するが,公然実施発明において,構成要件 d,f を備えていたことを認定し得ないとしているのであるから,この部分の判断も,審決自身による公然実施発明の認定と矛盾する。審決は,ブラシ移動の制御を全自動で行うために「長手方向退避位置検出器」を設けることは,常識的な手段であると判断するが,上記の目的を達成するために構成要件 d 及び f が必然的に導かれるようなものではなく,これらの構成要件に係る構成が,周知の技術的事項であったと認め得る証拠はなく,又,これらの構成を公然実施発明に適用することが当業者にとって容易であったとも認められない。

②無効理由 2: ア. 引用例発明は、「トップブラシ」及び「サイドブラシ」を作動させることで、乗用車及びワゴン車を洗車する洗車機であって、「サイドブラシ」を作動させてバス、パネルバス、トラック等の前後面及び側面を洗車する本件発明とは、ブラシの作動が基本的に異なる。このような基本的相違点がある両発明において、なおブラシ等の作動が同一であることをうかがわせる記載は甲号証にもなく、又、位置検出手段が同一であることをうかがわせる記載も見当たらない。

イ.審決は、引用例発明が構成要件f及び構成要件gを具備しており、この点で本件発明と一致すると認定するが、その様に認定する為には、引用例発明のブラシが洗車に際しどのように作動するかを認定する必要があるが、その様な認定は困難である。審決は、上記一致点について、甲号証の記載及び説明図により認められるとするが、これらの記載から、乗用車及びワゴン車の洗車に際し、引用例発明及び本件発明におけるサイドブラシの具体的作動及びその異同並びに検知装置の異同について認定することはできない。

(特29条2項)重要度☆

(伊藤 文彦)

307 他人の氏名からなる商標について、その他人の同意書提出後、さらにその他人が同意 - 3

書の撤回通知書を提出したところ、商標法4条1項8号に該当すると判断された

他人の氏名、同意書の撤回通知

- 平15 (行ケ) 183号 (東高18民)
- 平15. 7. 15 (請求棄却)
- (株)マツ・インターナショナル 3
- 特許庁長官
- 平成 10 年商標登録願 90342 号

本願商標:LEONARD KAMHOUT

商品:第14類,第18類,第25類(不服2000-20761)

審決:本願商標は、米国の彫金師であって、銀製アクセサ リーのデザイナーであるレナード・カムホートの氏名からな る商標である。原告は手続補正書をもってレナード・カムホー トの同意書を提出した。その後、レナード・カムホートは、 「同意書の撤回通知書の写し及びその訳文」を提出刊行物と する刊行物等提出書を特許庁に提出した。特許庁は,本願商 標は商標法4条1項8号に該当するとして拒絶査定したの で、原告は、拒絶査定不服審判の請求をしたが、特許庁は、 本件審判の請求は成り立たないとの審決をした。

審決の理由の要旨:本願商標は、他人の氏名よりなる商標 であって、当該他人の承諾を得ているものとは認められない ものである。本願商標が商標法4条1項8号に該当するもの とした拒絶査定は妥当であって、取り消すことはできない。

判旨:(1) 人格的利益の保護という8号の趣旨からすれば、 「他人」の氏名等を含む商標の登録が許されるためには,そ の「他人」の承諾は登録要件についての判断がされる審決時 において現に存在していることを要するというべきである。

これを本件についてみるに、本願商標について「他人」に 当たるレナード・カムホートは、「同意書の撤回通知書の写し 及びその訳文」を提出刊行物とする刊行物等提出書を提出し ているのであるから、本願商標が、審決時において「他人の承諾を得ているもの」といえないことは明らかである。

(2) 同意書の撤回通知書が原告に対し送付されたことによ り、原告の商標登録出願に対するレナード・カムホートの承 諾は撤回されていると認められるのであり、レナード・カム ホートから提出された刊行物等提出書によって同意書が撤回 された事実が明らかにされた以上, 審決がこれに基づいて, 本願商標は「他人の承諾」を得ているものではない、と認定 判断したことに誤りはない。

(3) 原告は、手続補正書に添付して提出された本件同意書 によって本願商標についてはその出願時に遡及して「他人の 承諾」が存在していたことになるとした上で,本願商標は, 商標登録の出願時に商標法4条1項8号に該当しないもので あったから,同法4条3項の規定により,8号の適用はないと 主張する。

しかしながら、本願商標については、その出願時において も「他人の承諾」を得る必要性があったのであり、出願時に 承諾が不要であったものが出願後の事情変更により必要と なったわけではなく、商標法4条3項が想定している出願人に 酷な場合とは明らかに事情が異なるから、同条項は、いった んなされた承諾が登録までの間に撤回された本件のような場 合を含まないものと解される。

また,8号が他人の氏名等を含む商標の出願について当該 「他人」の承諾を要求している趣旨が氏名等を出願商標に使 用される他人の人格的利益の保護を図ることにあることを考 えるならば,「他人」が出願人との私的な利害関係の変更に よってその承諾を撤回したため査定時又は審決時において他 人の承諾を得ていないものとなっている商標について,8号 該当性を否定して登録を認めることは、8号の本来の趣旨に 反する結果となる。

したがって, 補正の遡及効に関する原告の主張を判断する までもなく、原告の商標法4条3項に基づく8号の不適用を いう主張は, 採用することができない。

(商標4条1項8号) 重要度☆ (松井 宏記)

307 原告が不服2000-13194号について、被告が下した審決の取消しを請求したのに対し、

- 4 この請求を判決は棄却した 進歩性. 補正却下

- 平14 (行ケ) 598号 (東高18民)
- 平15. 7. 15 (請求棄却)
- (株)プロスパーククリエイティブ
- 特許庁長官
- 概要:原告は、名称を「商品販売システム、その情報通信方法及びその記録媒体」(補正により、「商品販売システム、 その情報通信方法及び端末装置」)につき、特許出願をし、拒 絶査定を受けたので、不服 2000-13194号を請求し、手続補正をしたが、引用例1 (日経 MAC 95.11、PP206)、引用例2 (特 開平7-307813号公報)に記載された発明に基づいて容易に発 明できたものであり、出願の際、独立して特許をうけることが できないため、補正却下の決定とともに、「本件審判の請求は、 成り立たない。」との審決がなされた

争点:(1) 審決取消事由1 引用例2には,「通信端末にお いて、利用者の操作により、案内情報を受信し、通信する通信ネットワークとは別の通信ネットワークで電話回線を接続し、 クレジットカード番号等の利用者情報を商品注文を示すデータ と共に送る通信手段を備えること」が記載されていると判断したが誤りである。これに基づく補正却下の決定も誤りである。

- (2) 審決取消事由2 「引用例1に引用例2の記載を適用し て, 引用例1の端末装置を, 利用者の操作により, 広域ネットワー クとは別の通信ネットワークと接続し、注文情報を前記別の通信ネットワークを介して送信するように構成すること、注文情 報を登録する操作をすることも当業者が容易に推考できたもの」 と判断したが誤りである。これによる補正却下も誤りである。
- (3) **審決取消事由3** 補正発明が、引用例1,2の記載の発明の効果から予測できるものであり、また引用例1に引用例2 を組合わせたものから得ることを得ない効果を奏しないとの 判断も誤りである。

判示事項:(1) 取消事由1に対して 引用例2には,「通信 販売受付センタ(以下,受付センタという)は,通信端末か ら送られた商品データを検索し、そのデータを映像端末に送 る。通信端末の制御部は、商品データをディスプレイに出力 する。利用者は、それを視聴し、購入意志あれば注文スイッ

チを押し, 通信端末は受付センタに商品データを送る」と記 載されているが商品を選択するテンキーに対応する情報を含 むものとは記載されていない。引用例2における「商品の詳 細情報」は、補正発明にいう「商品関連情報」であるが、「注 文を行うための指示情報」まで含むとは認められないので、 補正発明の「案内情報」に相当するということはできない。 引用例2においては「注文情報」を送信する電話通信網を通 じて「案内情報」を受信することはないのであるから、注文情 報を送信する通信ネットワークと「案内情報」を提供する「広 域ネットワーク」とが別物であるとの認定に誤りはない。

(2) 取消事由2に対して 引用例2には、「通信端末は、通 信販売情報抽出器を内蔵する構成でもよく、網インターフェー ス,発呼スイッチ,制御部等で構成される。利用者は、必要な とき発呼スイッチを押す。制御部は、網インターフェースを通 じて受付センタに電話をかけ、接続を確認した後、注文スイッ チが押されると,利用者情報を商品注文を示すデータと共に受 付センタに送る」という発明が記載されていると認められる。

引用例1記載の発明に引用例2の記載の発明を適用するに 際し、両者とも商品販売システムという同一技術分野に属し ており、その組合せを阻害する要因はなく、端末装置を、利 用者の操作により広域ネットワークとは別の通信ネットワー クと接続し、注文情報を前記別の通信ネットワークを介して 送信するように構成することは当業者が容易に想到しえたと いうべきである。したがって、当業者推考容易、補正却下決 定の判断に誤りはない。

- (3) 取消事由3について 引用例1に引用例2を組み合わ せたものと比較して補正発明に格別な効果が認められず補正 却下決定の判断に誤りはない。
- (4) 結論 補正却下の決定に誤りが無く, 引用例 1, 2 記載の 発明に基づいて当業者が容易に発明ができたものであるから 29条2項の規定により特許をうけることができないと認定判断 した審決に誤りはなく、原告の請求は棄却されるべきである。

(特29条2項) 重要度☆☆ (土井 稔清)

307 本件特許権「アルカリ電池用セパレータ紙」についての特許異議事件での取消決定を

-5 取消し、特許権者の請求を認めた

特許取消決定, 異議申立 測定方法の差異

- 1 平13 (行ケ) 307号 (東高6民)
- 2 平15. 7. 29 (認容)
- 3 ニッポン高度紙工業(株)
- 4 特許庁長官
- 5 特許 2978785号 (異議 2000-720218)
- 6 概要:本件特許に対し,特許異議の申立てがあり,原告は, この審理の過程で,明細書の訂正を請求し,特許庁は,審理 の結果,訂正を認めたが特許を取り消した。

原告の主張:本件発明の「緻密層」の役割は、内部短絡を防止するために亜鉛デンドライトを有効に防止することだけではなく、実際に電解液を含浸した際における電解液中での膨張を抑制し、孔径の拡大を抑制するという観点からの緻密性も含むのである。そのため、本件発明では、緻密層を、繊維の太さではなく、セルロース繊維の叩解の程度でコントロールするようにした。このような技術思想は、刊行物3には開示も示唆もされていない。本件発明における緻密層についての技術思想は、単に「気密度2~100秒/100ml」としたことではなく、叩解セルロース繊維のCSF(カナダ標準形口水度)を300~0ml とすることより、電解液中の膨張を抑制し孔径の拡大を抑制することにある。これに繊維径の単位)の小径繊維を使用し高密度化したビニロン繊維不織布であり、その気密度が本件発明の上ににニロン繊維不織布であり、その気密度が本件発明の上記気密と部分的に重複する範囲にあったとしても、電解液中の膨張を抑制し孔径の拡大を抑制することは不可能である。

被告の主張:緻密性(気密度)とセルロース繊維の叩解程度(CSF値)は関連し、セルロース繊維が緻密であるとは、叩解の程度が高く CSF値の小さいものであること、すなわち、緻密性(気密度)をセルロース繊維の叩解の程度でコントロールすることは、決定に記載されたように従来から知られていたのである。

判旨:決定は、引用発明4のアルカリ電池用セパレータ紙は、「セルロース繊維の叩解の程度が CFS 値で500ml~0ml であり、緻密性として気密度3.0秒/100ml 以上、保液性として保液率500%以上を有し、内部短絡を防止する緻密性と、セパレータに要求される耐アルカリ性、保液性等を備えたも

のである。刊行物3記載の緻密層は、透気度3~5秒/100ml程度、保液率300%以上のものであって、亜鉛のデンドライトを有効に防止でき、かつ、保液性の低下に因る性能低下を生じないものが好ましく、レーヨン繊維、ポリプロピレン繊維、ビニロン繊維などを主体とするものが用いられるのであるから、そのような緻密層として、刊行物4記載の緻密性及び保液性を備えたセパレータ紙を用いることは、当業者が容易になし得ることである。」と判断した。しかし、この判断は誤りである。

引用発明3のセパレータの気密度(透気度)は、JIS P8117 に定められた試験方法(ガーレー試験機法)により測定され るものであり、当該測定法においては、直径28.6±0.1mmの 紙又は板紙を空気 100 ml が通過する時間で透気抵抗度(気密 度)を表すものであるのに対し、引用発明4のセパレート紙 の気密度は、JIS P8117に規定された方法により測定されるも のである点では引用発明3のセパレータ紙のものと同じであ るものの、用いられる試験片の直径が6mm であるとの相違 がある。そして, 一定量の空気が通過する時間は, 試験片が 同じ種類のものであるとき、試験片の面積に反比例するもの である。引用発明3の試験片の面積は、引用発明4の試験片 の面積の約22.7倍であるから、引用発明4の気密度の数値 は、引用発明3の気密度の数値とは大きく異なるものである。 決定が、引用発明3のセパレートの気密度と、引用発明4の セパレートの気密度とを、対比するに当たり、測定方法にお ける差異に気付くことなく,両者に重複した範囲のものが含まれているとして,このことを,引用発明3の緻密層として 引用発明4のセパレータ紙を用いることができることの不可 欠の理由としているものであることは、決定の記載自体から 明らかである。引用発明4の各実施例の気密度の各数値は、 いずれも, 引用発明3の緻密層の気密度の数値と大きく異な るものであり、刊行物3において記載されている数値よりは るかに低い数値であることからすれば,引用発明4のセパ レータ紙を,引用発明3の「高密度層(緻密層)」に適用する ことは当業者にとって容易であるとはいえない。

> (特113条2号, 178条) 重要度☆☆ (太田 明男)

「側溝」に関する発明の訂正審判において請求不成立とされた審決が取消された

訂正請求、審決取消、要旨の変更、 明りょうでない記載の釈明

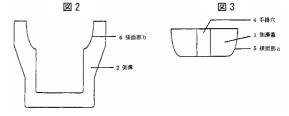
- 1 平14 (行ケ) 653号 (東高6部)
- 2 平 15. 7. 15 (請求認容)
- 3 (有) リタッグ, リタッグインコーポレーション
- 4 特許庁長官
- 5 特許2514918号, 訂正2002-39132号
- 6 審決の理由:請求項1に記載されていた「幾何学的な相似な曲面」を「幾何学的に相似で且つ合同を除く曲面」とする訂正については,幾何学的に合同を除く相似である曲面相互は,線接触するものであり,面接触することは通常あり得ない。曲面相互が面接触するためにはその各曲面は「合同」でなければならないことは,幾何学の常識である。そうすると,訂正発明と,発明の詳細な説明の記載とは互いに矛盾するものであり,この訂正は,改正前の特許法第36条第4,5項に規定する要件をみたすものではないから,その出願の際独立して特許を受けることができない。

「側溝蓋1との底面接触することなく」を追加する訂正は、何が側溝と底面接触しないのか、訂正後の請求項1の記載では明らかでないから、この訂正は、特許請求の範囲の減縮・誤記の訂正・明りょうでない記載の釈明を目的とするものとはいえない。

判事事項:幾何学的に相似な曲面の接面部を備えた側溝蓋1と側溝2とを正確に寸法誤差なく成形加工したとしても、それ自体重量があり、また、車両の走行等による垂直荷重を受ける側溝蓋1を側溝2の上に置いたときに、側溝2がそのような材料により成形されているとしても、それが有限の圧縮強度と大なり小なりの弾性を有しているものであることからすれば、側溝蓋1と側溝2との接面部が、接触面積がない線接触ではなく、接触面積がある線状接触となることは明らかで

ある。審決の認定は、特許請求の範囲の全体を合理的に解釈せず、訂正発明の要旨認定として誤りである。訂正明細書の記載を斟酌すると、訂正発明を、発明の詳細な説明の記載と互いに矛盾するものとすることができず、審決は誤りである。

訂正発明は、側溝2の曲面からなる接面部 b6 に接面するのは、側溝蓋1の曲面から成る接面部 a5 のみであり、側溝蓋1の「底面」が側溝2の接面部 b6 に接するべきではないことは明細書の記載から明らかである。そうすると、側溝蓋1の底面が側溝2に接触しないことであることは、十分に理解できる。審決は、「何が側溝蓋と底面接触しないのか明らかでない」とした。しかし、訂正発明の請求の範囲の記載からして、側溝蓋の底面と接触する可能性があるもので、これと接触すべきでないものは側溝2のみであると一義的に理解できる。よって審決が判断した「特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明りょうでない記載の釈明を目的としたものでない」という判断は誤りである。



(改正前特126条1項ただし書き、3項、改正前特36条4·5項、 特131条2項) 重要度☆

(加藤 誠)

3 0 7

一致点・相違点の認定において問題となるのは、発明の構成であり、その構成を採用した理由(意図,動機)が何であるかは問題とならないとして、特許取消決定が維持された

一致点・相違点の認定方法,進 歩性の欠如,発明の構成,構成 の採用理由

- 1 平14 (行ケ) 471号 (東高6民)
- 2 平15. 7. 15 (棄却)
- 3 三菱マテリアル(株)
- 4 特許庁長官
- 5 特許 3135396 号
- 6 概要:特許庁が、本件特許第3135396号の請求項1ないし3 に係る特許に対する異議申立について、同特許を取り消すと の異議の決定をしたところ、特許権者(原告)が、同決定を 不服とし、決定の取消を求めて訴えを提起したものである。

原告の主張:決定は、刊行物1発明の認定を誤った結果、本件発明1と刊行物1発明との一致点・相違点の認定を誤り(請求項1ないし3に共通する取消事由1)、相違点2についての判断を誤り(請求項1ないし3に共通する取消事由2)、本件発明2の進歩性についての判断を誤り(請求項2についてのみの取消事由)、本件発明3の進歩性についての判断を誤った(請求項3についてのみの取消事由)ものであり、これらの誤りがそれぞれすべての請求項、請求項2、同3についての結論に影響を及ぼしたものであり、いずれの請求項についても、違法であるとして取り消されるべきである。

判示事項:(1) 取消事由1について

原告の主張が、刊行物1発明がゴルフクラブの主要本体を 鋳造チタンで、フェースプレートを鍛造チタンで、それぞれ 作る構成を採用したのは、本件発明1におけるように、 フェースプレートとヘッド本体との間の強度の差自体に着目 して、両者に差を設けるという意図に基づくものではないから、フェースプレートをヘッド本体より高強度にされた同種 の金属で形成する点を一致点とするのは誤りである、との趣 旨であったとしても、主張自体失当である。即ち、一致点・ 相違点の認定において問題となるのは、発明の構成であり、 その構成を採用した理由(意図、動機)が何であるかは問題 とならない。同一の構成であると認められる以上、その構成を 採用した理由(意図・動機)が異なることは、その構成を を採用した理由(意図・動機)が異なることは、その構成を で致点と認定することを何ら妨げるものではない。

(2) 取消事由 2 について

本件発明1は、フェースプレートは同種のチタン合金であれば打球時の衝撃に耐える厚みが必要なことから肉厚になら

ざるを得ないところを、ヘッド本体より高強度な別組成のチタン合金を用いることによりフェース部分を薄肉化し軽量化を図ると共に、反発力を高めることができたものであるのに対し、刊行物1発明は、その材料固有の強度を変えることを意図するものではなく、本件発明1のように、反発力を高めるゴルフクラブヘッドの製造方法の技術思想を持たないとする原告の主張は、異なる意図(目的、動機、技術的課題、原告が使用する用語でいえば技術思想)の下に同じ発明に至ることは十分あり得ることであり、本件発明1が何を意図しているものであるにせよ、そして、また、刊行物1発明の意図としているものがそれとは異なるものであるにせよ、刊行物1発明を出発点として相違点2に係る本件発明1の構成に想到することが当業者にとって容易であることから、その主張は失当である。

(3) 請求項2のみについての取消事由(取消事由3)について

刊行物2にフェースプレートとヘッド本体とを別組成のチタン合金で形成することが開示されていないとしても、そのことは、何ら、上記構成のヘッド本体に刊行物2記載の組成チタン合金を用いることを妨げる事由とはならない。よって取消事由3も理由がない。

(4) 請求項3のみについての取消事由(取消事由4)について

刊行物3には、高強度を実現する組成の合金が開示されているのであるから、当該チタン合金を、強度を高めることが必要とされる上記構成のフェースプレートに適用することを試みることは、当業者ならば容易に行い得るとういうべきであり、刊行物3に航空機用部品として用いることが好適あると記載されていることが、何ら上記適用を妨げるものではないことは、明らかである。

(5) 上記(1)ないし(4)のことから、原告主張の決定取消事由はいずれも理由がなく、その他、決定にはこれを取り消すべき誤りは見当たらない、として原告の本訴請求を棄却している。

(特29条2項) 重要度☆ (前田 和男)

お詫びと訂正

2004年5月号「特許侵害訴訟判決ガイド(7)」高瀬彌平著において、数箇所にわたり「逸失利益」が「免失利益」と誤記されていました。ここでお詫びして訂正致します。

From Editors

編集後記

○ (良かったこと), × (悪かったこと) で振り返りたいと思います。

○インタビューで会長、副会長の人となりに触れたこと。 ×転職後のバタバタで今までになく周りの方々にご迷惑を掛けたこと。 (ぶ)

年度が変わっても、まだ、前年度からの任務が終わっていな

いという違和感と、ちゃんと7月号を出せるだろうかという不安感 (これは、編集に不慣れなので担当月には毎度のことなのですが)を感じていましたが、無事7月号を送り出すことが出来、ほっとしています。今月も実務委員会の先生方に書いていただいた記事を掲載しましたが、お忙しい中、先生方には原稿執筆ありがとうございました。 (R.K)

❷鲁命鲁 [2004年8月号]

≪第 11 回知的財産権誌上研究発表会 質疑応答の部≫本誌 5 月号で掲載した発表論文に関して質問・意見・反対論文を募集しました。話題となっている特許法 35 条の改正について異なる見解に基づく論文を紹介します。